



修学旅行における 新型コロナウイルス対応について



感動のそばに、いつも。 **JTB**

株式会社JTB 山形支店

コロナウイルス感染発生時の現地対応のフローチャート（例）



Q1. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒の治療費は旅行保険で補償されますか？

A1. **いいえ。**旅行保険（国内旅行保険＊、学校旅行総合保険）で補償されるのは偶然のケガの場合のみです。新型コロナウイルス感染症は疾病であるため、旅行保険では補償対象となりません。必ず健康保険証をご持参ください。
＊国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険

Q2. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒(注)の保護者が看護のために現地へ赴くための交通費および宿泊費は補償されますか？

A2. **学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）**に加入の場合、「**救援者費用**」として下記費用が補償されます。
（生徒1名につき2名分が限度となります）

- ・現地までの交通費（現地までの電車、航空機等の1往復分の交通費をいいます）
- ・現地および現地までの行程におけるホテル等の客室料（救援者1名につき14日分が限度となります。）

また、学校旅行総合保険（学校補償条項）に加入の場合も、「学校緊急対応費用」として、上記費用が補償されます。（学校補償条項については、生徒1名につき2名分の制限およびホテル等客室料の救援者1名につき14日分程度の制限はありません。また親族（法定相続人及び代理人）のほか教職員の派遣費用も補償されます。）

※但し、隔離施設での隔離状態や生徒自身で身の回りの事が行える状態の場合は補償されない場合がございます

Q3. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒(注)の看護のために現地へ赴いた保護者が現地で負担した交通費、通信費は補償されますか？

A3. **学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）**に加入の場合、「**救援者費用**」として下記費用が補償されます。
（合算で3万円が支払い限度となります。）また、学校旅行総合保険（学校条項）に加入の場合も「学校緊急対応費用」として、同様の費用が補償されます。

Q4. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒(注)への対応のために学校関係者が現地へ赴くための交通費および宿泊費は補償されますか？

A4. 学校旅行総合保険（学校補償条項）に加入の場合、「学校緊急対応費用」として下記費用が補償されます。

- ・学校関係者、生徒保護者等の現地までの交通費(現地までの電車、航空機等の1往復分の交通費をいいます)
- ・現地および現地までの行程における学校関係者、生徒保護者等のホテル等の客室料

※旅行参加者補償条項のみ加入の場合、学校関係者については補償されないので注意が必要です。

Q5. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒(注)への対応のために現地へ赴いた学校関係者が現地で負担した交通費および通信費は補償されますか？

A5. 学校旅行総合保険（学校補償条項）に加入の場合、「学校緊急対応費用」として上記費用が補償されます。

※旅行参加者補償条項加入の場合、学校関係者については補償されません。

Q6. 現地へ赴いた保護者および生徒が現地で負担した食事代は補償されますか？

A6. いいえ。保険による補償はされません。

Q7. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒や接触した生徒を隔離施設以外で現地にて延泊させるための宿泊費は補償されますか？

A7. いいえ。保険による補償はされません。

Q8. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症し、治療を継続中の生徒(注)を住居まで移送するための交通費は補償されますか？

A8. 学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）の「救援者費用」もしくは学校旅行総合保険（学校補償条項）の「学校緊急対応費用」で補償されます。（ただし、これによる相殺される〈負担しなくなる〉帰宅のための交通費がある場合には、その交通費は保険金から控除されます。）移送に伴い、医師や看護師付き添いを要する場合には、その費用も支払いの対象となります。

Q9. 生徒が現地で新型コロナウイルス感染症を発症し、現地滞在中に医師の治療を受けた後に完治しましたが、治療に時間を要したため復路で乗車予定だった交通機関に乗車することができませんでした。（注）別途、帰宅のための交通機関を手配するために負担した費用は補償されますか？

A9. 学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）に加入の場合、「救援者費用」として補償されます。但し、追加して支払った運賃に限ります。

(注)【学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項の救援者費用、学校補償条項の学校緊急対応費用）で保険金が支払われる場合の条件】被保険者（補償の対象となる方）が、①旅行行程中に発病していること。②旅行行程中に医師の治療を受けていること。③その後に予定していた旅行が全く不能となった場合。

上記3点を全て満たした場合に補償対象となります。次のようなケースでは補償対象となりませんので注意が必要です。

- ・旅行前から症状のあった生徒が、旅行中に重篤化した場合→ 旅行前に発病している場合、①に当てはまらず、補償対象となりません。
- ・医師の治療を受けていないが、熱が出たので親族に迎えに来てもらった。その親族の現地までの交通費。→ 旅行行程中に医師の治療を受けていないため、②に当てはまらず補償対象となりません。

※この資料は、学校旅行総合保険（国内）の新型コロナウイルス感染症に係る補償内容の概要を抽出してまとめたものであり、商品全体のご説明を行うものではありません。

事故が発生した場合の保険金支払いの可否につきましては、保険約款に従い個別に判断させていただきますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

取扱代理店：(株)JTB 引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険